

事務連絡
令和6年1月29日

各都道府県・指定都市 廃棄物主管部（局） 御中

環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室

公費解体・撤去マニュアルの策定について（周知）

日頃より廃棄物行政の推進についてご尽力賜り厚く御礼申し上げます。

自然災害により被災し、損壊した家屋等の解体・撤去に関しては、廃棄物処理担当部門が関わる業務として、災害廃棄物対策指針（平成30年3月環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室。以下「指針」という。）において留意事項等をお示ししているところです。

令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震により各地で家屋等に大規模な被害が生じ、これに伴い、今後、損壊した家屋等の大量の解体が見込まれることから、今般、家屋解体の事務手続を行う際の参考となるよう「公費解体・撤去マニュアル」を策定・公表しました。なお、令和6年能登半島地震は「特定非常災害」に指定されたことにより、市町村が行う全壊家屋又は半壊家屋の損壊家屋等の解体費用について補助対象となっております。

本マニュアルは、被災市町村における事務が円滑に実施されるよう、損壊家屋等を公費解体・撤去する際の手順や留意点、所有者不明の損壊家屋等の解体にあたって活用できる民法の「所有者不明建物管理制度」の概要、公費解体に係る取扱いについての質疑応答等、参考となる技術情報を整理したものです。執務上の参考としていただきますようお願いいたします。なお、本マニュアルは今後、随時情報の更新を行う予定である点にご留意ください。

また、環境省では、被災市町村から家屋解体に関する問合せに対応するため、過去の大規模災害での知見を有する「（一社）日本補償コンサルタント復興支援協会」に支援業務委託を行っている他、環境省人材バンク等による支援により、家屋解体を含む災害廃棄物処理に関する被災市町村の事務負担の軽減を進めておりますので、あわせてご活用ください。

貴都道府県におかれましては、貴管内市町村（指定都市を除く。）に対して本事務連絡を周知していただきますようお願いいたします。

【問合せ先】

環境省 環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室

TEL:03-5521-8358（直通）

環境省 環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課

TEL:03-5521-8337（直通）

【令和6年能登半島地震における家屋解体に関する相談窓口】

（一社）日本補償コンサルタント復興支援協会

TEL:03-6205-4564(受付時間:平日の9:00~17:00)